

たかのす

昭和44年5月14日 第3種郵便物認可 (1部16円)

人口と世帯数

(住民基本台帳による)

11月30日現在	(前月比)
総人口 25,549人	(31人減)
男 12,521人	(17人減)
女 13,028人	(14人減)
世帯数 7,080世帯	(4世帯減)

●編集と発行 鷹巣町役場総務課広報係



No. 424

威風堂々の出初式

消防団恒例の出初式が、暖冬で雪のない1月4日行われましたが、各分団とも威風堂々の行進に、沿道の住民から盛んな拍手がおこられ、各団員とも新年らしい緊張感をみなぎらせながら、防災の誓いを新たにしていました。

55・1・15

厳しい現実を直視し

行政の簡素化と財産の保全を

『仕事始めで出川町長語る』

出川町長は、仕事始めの四日午前九時三十分から全職員を前に年頭の所感を述べました。

あいさつの中で「新年の主な仕事にふれるとともに、職員には常に研さんを重ね、健康の管理、財産の保全、事業の選択、行政の簡素化と経費の節約に徹するよう」など、次のように述べました。

高度な経済成長を遂げたわが国は、貿易、学術、文化、スポーツはもちろん、外交、経済協力、安全保障など、すべてが国際的に重要な地位に位置しています。したがって世界の動向に日本が左右されるることは、すでに数年来の石油の問題が紛糾にこれを物語っています。この傾向は今年も含めて今後ますます大きくなることはさけられません。

国をはじめとして、地方の財政は膨大な借金によってかろうじて収支の均衡を保っていますが、いまやこれも限界に達し、今後思ひきった行政の簡素化と経費の節約はもちろん、事業そのものも圧縮に迫られています。しかし、このような財政の悪化というものを一般町民は必ずしも熟知しておらず、多くの方は從来

のベースで事業が行われ、要望が満たされると思っているのではなくと考へています。したがって、

従来より税や各種の受益者負担が大きいのに、町仕事の量が少ないという苦情の発生が予想されます。時として町議会議員をはじめ職員の執務態度が見直され、行政の真価が問われ、その存在価値がはかられることになりかねません。

以上の状況をふまえ、町としては精一杯の努力を重ねるのはもちろんのことですが、その中で昭和五十五年における主な仕事にふれみたいと思います。

米の生産調整は昭和四十五年から始められましたが、農林水産省、農業団体、農家の方々による米の消費拡大運動にもかかわらず消費量は減少し、在庫米が増加する一方です。この傾向はここ四、五年

だけではなく半恒久的に続くもの

と思われ、したがって水田単作の本地帯でも、思い切った米以外の作物への転換を考え、走着化

を図る必要があるかと思われます。

そのためには、いつでも水田が畑地化できるような土壤改良、土地改良、あるいは畑作物における補償制度、流通上の問題、さらに栽培体系の確立を、役場だけでなく農業団体など含めて強力にすすめていくことが必要です。

次に五十一年度からとりかかっています一〇五号線鷹巣バイパスも五十五年度は鷹巣橋への工事着工をめざしたいと思っています。そのため用地買収などについては、地元として早期実現のため町を挙げて強力にとり組むとともに、中岱方面的道路開設、バイパスに通ずる町道路線の決定など町の大きな仕事の一つとなっています。

次に昭和三十年、三十一年の町村合併後にできました各財産区は、すでに三年前に事務統合をみておりますが、五十五年は財産区の廃止また財産の町への移管、町との分取契約というものに踏みきらざるを得ないものと思います。

町の町有林三百八十haに関する、ほとんどの栽培を完了し、定期的な手入れが行われていますが、

将来的に大切なのは、人材です。そのほか、教育、福祉、保険衛生、産業振興など大きな仕事があるからということで軽んじることなく、町の機能を挙げてまい進したいと思います。

そのためには、次の五つの問題について、特に皆さんにお願いし

たいと思います。その一つは、皆さんの最大の資本は健康であり、同時に町役場の財産でもありますので、職員自らの健康管理に十分留意されたいと

いうことです。もう一つは、大きいものでは学舎、学校、町有林、はては鉛筆に至るまで、町のあらゆる財産の保

正な管理をする必要があります。

また町議会もそうですが、町職員の範囲内における各種の会合は

じめ研修会、講習会、委員会等、慎重審議で事を期することも大切

ですが、会議はあくまでも過程であります。会議そのものが目的ではありません。何かの事を果たすための手段、方法の会議ということを

考え、たとえ小さな会議でも審議

のスピード化、あるいは決定の簡素化、迅速化に常に心がけていた

だときたいと思います。

今年の財政は、国でも、町の段階でも、非常に厳しいものがあり

ます。道路、建設、水道など多く

の事業の選択あるいは施行においては、財政を無視したり、過剰投

資になつては困ります。たとえば、町有林へ波及の効果をおこし、ひ

いてはこの地域の林業振興、木材

産業の発展、雇用の促進等鋭意力を入れていかなければなりません。

そのほか、教育、福祉、保険衛生、産業振興など大きな仕事があ

るからということで軽んじること

なく、町の機能を挙げてまい進

していく必要があると思います。

そのためには、次の五つの問題

について、特に皆さんにお願いし

たいと思います。その一つは、皆さんの最大の資本は健康であり、同時に町役場の財産でもありますので、職員自らの健康管理に十分留意されたいと

いうことです。もう一つは、大きいものでは学舎、学校、町有林、はては鉛筆に至るまで、町のあらゆる財産の保

正な管理をする必要があります。

また町議会もそうですが、町職員の範囲内における各種の会合は

じめ研修会、講習会、委員会等、慎重審議で事を期することも大切

ですが、会議はあくまでも過程であります。会議そのものが目的ではありません。何かの事を果たすための手段、方法の会議ということを

考え、たとえ小さな会議でも審議

のスピード化、あるいは決定の簡

素化、迅速化に常に心がけていた

だときたいと思います。

今年の財政は、国でも、町の段階でも、非常に厳しいものがあり

ます。道路、建設、水道など多く

の事業の選択あるいは施行においては、財政を無視したり、過剰投

資になつては困ります。たとえば、道路の場合、交通量の多い道路、

将来的に利用性の高い道路という

ものと、ほとんど利用の少い道路

を同じ基準にはできないという全

体の経済性、利用性を考えて選択、

施行することが大切ではないかと

思います。



出かけぎ者激励会

健康こそ最大の資本

春には元気で帰郷を

町の「出かけぎ者激励集会」が、四日午後一時から鷹巣町公民館ホールに出かけぎ帰郷者およそ百六十人が参加して開かれました。

激励会には、町の担当職員をはじめ町内の各農協組合長も出席して開かれ、最初に出川町長が、「町の行政について述べたあと、仕事上のケガや災害には常に注意するとともに、健康な体こそ最大の資本であるということを忘れないことなく、春の農作業までには全員元気で帰郷されたい」と、あります。

続いて佐藤鷹巣職安所長、高橋栄農協組合長が激励のあいさつを述べたあと、河田商工観光課長から互助会の加入や出かけぎ中の注意として▽健康管理 ▽無理をしない▽留守家族との連絡 ▽安全就労などについての諸注意や連絡事項が話され、三上西部農協組合長の乾杯の音頭で懇親会に入り、一杯を酌み交しながら安全就労と無

事帰郷を誓い合ってきました。

ところで、当町からの出かけぎ者は五百五十人と推定され、内、出かけぎ互助会加入者は四百四十四人。

互助会加入者を地域別にみると継子が最も多く百六人、以下沢口七十一人、七日市と坊沢が三十八人、栄三十二人、鷹巣三十一人、百十五人で全体の三十九%、次いで四十代百三十六人、六十代百二十二人、三十代四十九人、二十代十八人。

また、地域別就労地は関東が三百六十二人で全体の六十五・八%、中京九十九人、関西四十六人、その他四十三人。業種別就労状況は、建設業が圧倒的に多く三百八十一人で全体の六十九%、次いで製造業九十八人、その他五十三人となる。

昭和五十五年はサル（申）どし。

ご存知のように、今は新暦以外の暦は一切使われていませんが、十二支に動物を当てはめたいわゆる干支だけは、その年のペットネームのようにして、残っています。

サルという言葉は「去る」「サルまね」「サル知恵」「サル芝居」などといった調子で、どうもあまりいい意味では使われていないようですし、また、サルカ二合戦でも悪役です。

でもサルを魔よけ、安産、子育て、盗難よけの守り神としている地方もあります。また、映画の寅さんシリーズで有名になつた東京・柴又帝釈天の門前で売っているハジキザルをはじめ、各地にサルをかたどつたおもち

サルどし



歳時記



昔、正月につきものだったサル回しが、サルどしにはひとときわ人気が出たのですが、今はもうサル回しなど見たこともない人がほとんど。かつては「庶民芸能」の一つとして楽しめたサル回しも時代の流れとともに去っていく運命にあるのでしょうか。

やがいろいろあるのも、もとは競つて野性のサルを餌づけして観光資源にはじめていました。ところが、最近では、野性動物の餌づけは自然保護に反するという説が盛んになり、またサルのいたずらも問題になっています。人間さまの「都合」にふり回されるサルの方こそ、い迷惑と思っているかもしれませんね。

三年ごろは観光ブームで、各地で競つて野性のサルを餌づけして観光資源にはじめていました。ところが、最近では、野性動物の餌づけは自然保護に反するという説が盛んになり、またサルのいたずらも問題になっています。人間さまの「都合」にふり回されるサルの方こそ、い迷惑と思っているかもしれませんね。

申告日程表

1日から

指定日に

申告しなければならない人

昭和五十五年度分町民税、県民税の申告を二月一日から右表の日程により行います。

この申告は、みなさんの町民税、県民税、国民健康保険税の税額算定および福祉年金の受給資格算定の基礎となります。

正当な理由がなく申告されない場合は、罰則規程があるほか、必要経費や所得控除をしないで税額を決定することになりますので、申告に必要な帳簿書類等を確認し、あなたの指定日に期日厳守のうえ、必ず申告して下さい。

申告する必要のない人

①税務署に確定申告書を提出する人
②給与所得者で、職場において所内に事務所、または事業所を有する人

申告前に確認したいこと

①給与所得者（日雇、パートも含む）は、勤務先より税務課へ給与支払報告書が提出されていないと申告できない場合もありますので、勤務先へ確認のうえ、未提出の場合は至急提出するようお話し下さい。

②農業所得者で、集団の揚水施設を利用されている方は、税務課へ用紙を請求し、至急水利費の報告をしてください。（ただし

昭和五十五年度分町民税、県民税の申告を二月一日から右表の日程により行います。

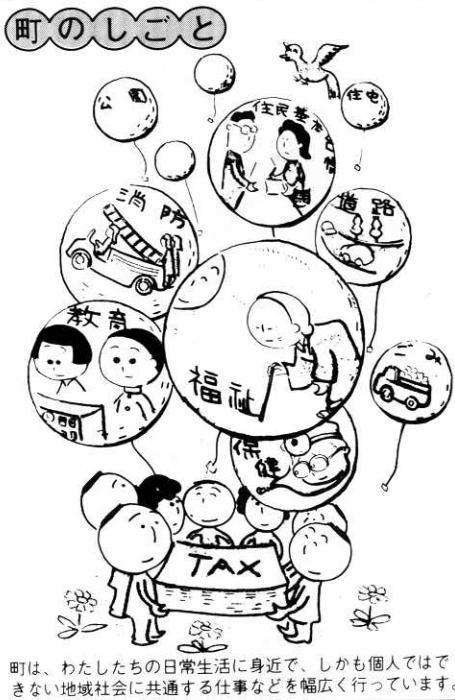
この申告は、みなさんの町民税、県民税、国民健康保険税の税額算定および福祉年金の受給資格算定の基礎となります。

①昭和五十五年一月一日現在鷹巣町に住所を有する人（住民登録の届出をしていなくても、鷹巣町に住んでいる人も含みます）
②鷹巣町内に住んではいないが、昭和五十五年一月一日現在鷹巣町内に事務所、または事業所を有する人

①（申告前に確認したいこと）
②（申告前に確認したいこと）
③（申告前に確認したいこと）
④（申告前に確認したいこと）

個人の場合は、申告当日に領収書等を持参ください。
③営業所得者、農業所得者などで、収支計算書（損益計算書）で申告する方は、所定事項に記入の際証明書・領収書等に基づき作成するとともに申告時には帳簿等といっしょに持参して下さい。
④申告にされる方は、家族構成と五十四年中の状況（家族の勤務先や収入の状況を確認してください。）

日時	会場	申告時間	
		午前9時～正午	午後1時～午後4時
2・1 2 4 月 5 6 7 8 9 12 13 14 15 16 18 19 20 21 22 23 25 26 27 28 29 3・1 3 4 5 6 7 8 10 12 13 14 15	役場大会議室 役場大会議室 南鷹巣会館 役場大会議室 役場第二会議室 役場大会議室 役場大会議室 役場大会議室 役場大会議室 田中会館 二本杉会館 蟹沢会館 栄生活センター 舟場会館 堂ヶ岱会館 綴子公民館 糠沢会館 大畑会館 前野会館 小田会館 今泉センター 前山会館 坊沢公民館 坊沢公民館 役場大会議室 中屋敷会館 坊山会館 坊沢公民館 沢口農協 小森会館 七日市基幹集落 セントラル 三ノ渡会館 葛黒会館 役場大会議室	當庶業所得者で前もって申告相談の指定日を通知された人 東横町・西横町・仲町・大字学校通・旭町・新旭町・西仲通 當庶業確定申告説明会（税務署担当） 高森岱・高村岱・西陣場岱・南鷹巣30～33区 三吉町・桜木町・元新町・花園町・末広町・米代町・栄町・新舟見町・舟見町 譲渡・山林所得説明会 午前9時30分～午後3時（税務署担当） 西住吉町・北新町・大平町・松葉町・新松葉町・駅前・福住町・材木町 東仲通・伊勢町・東旭町・東住吉町・あけぼの町・森西旭町 高野尻・高野尻団地・掛泥・掛泥 太田 湯車・川口・小ヶ田 緑ヶ丘・佐助岱 田中 岩谷・二本杉 蟹沢 李岱・大沢・田沢・岩坂 舟場 堂ヶ岱 大堤 綴子下町 向黒沢・糠沢 大畑 前野団地・昭和 小田・田子ヶ沢・松原 今泉 前山 深閑・相善町 黒沢・坊沢上町 前野会館 中屋敷 四渡・坊山・湯ノ岱 坊沢大町・新屋敷町 藤株・小摩当 小森 七日市1組2組・根本屋敷 妹尾館 品類・深沢・吉ヶ沢・下舟木 上舟木・明り又 中畑・大畑・与助岱 日程表により申告できない人	午後1時～午後4時 当庶業所得者で前もって申告相談の指定日を通知された人 学校通・旭町・新旭町・西仲通 當庶業確定申告説明会（税務署担当） 南鷹巣30～33区 花園町・末広町・米代町・新舟見町・舟見町 譲渡・山林所得説明会 午前9時30分～午後3時（税務署担当） 松葉町・新松葉町・駅前・材木町 東仲通・あけぼの町・森西旭町 高野尻団地・掛泥 太田 湯車・川口・小ヶ田 緑ヶ丘・佐助岱 新田中・南田中 新田中・南田中 摩当 舟場 堂ヶ岱 綴子上町 綴子下町 糠沢 大畠 前野団地・昭和 新田中・南田中 摩当 舟場 堂ヶ岱 綴子上町 綴子下町 糠沢 大畠 前野団地・昭和 小田・田子ヶ沢・松原 今泉 前山 相善町 坊沢上町・羽立 前野会館 中屋敷 四渡・坊山・湯ノ岱 新屋敷町・街道町 脇神・上野 小森 七日市3組～6組 岩脇・横渕・吉野 松沢・黒森・三ノ渡 葛黒・門ヶ沢



町は、わたしたちの日常生活に身近で、しかも個人ではできない地域社会に共通する仕事などを幅広く行っています。

税の申告は

2月

申告相談は

申告前に 書類の確認を

すべての申告者が持参するもの

□印鑑

□生命保険料支払証明書

□国民年金、農業者年金掛金の領収書

□医療費の領収書（通院のため要した交通費の領収書）

□身体障害者手帳（身障手帳がなく、寝たきりの場合は申告時に申し出てください）

□損害保険料領収書（火災保険、建物共済など）

□火災、盗難にあった時は証明書（警察、消防署より）

□大学生のいる家庭では在学証明書

□給与所得者は源泉徴収票（国民年金、厚生年金等各種年金の源泉徴収票も含む）

□所得税の有資格者で昭和五十二年以降家を新築、または建売住宅を購入した場合（ただし

し、延面積百六十五平方メートル（五十坪）以内のみ）は、次の書類が必要

▽建築確認申請の通知書の写しの抄本▽源泉徴収票▽五十三年以降に入居した場合で償還期間十年以上上の融資を受け一年に三十万円をこえる返済金があるときは、金融機関等より「住宅取得に係る融資額の償還金額等証明書」

▽前年までに住宅取得控除を受ける人は、税務署より送付された住宅取得控除証明書

▽農業所得者が持参するもの

□農機具購入証明書（金額の多少にかかわらず必要）

□農業用自動車の売買契約書

□刃物等の領収書

□農機具の修理費領収書

□制度資金、近代化資金

および農機具の利子証明書（農協、農機具店で発行）

□種苗等購入に係る領収書

□雇用費用明細書（農作業毎賃金の明細）

□農閑期の日雇、出稼收入のあつた人は、所得税が還付される場合もありますので出稼先より必ず源泉徴収票を取り寄せて下さい。

□農業自家用車任意保険領収書

□現金出納帳（売掛、買掛がある場合は売掛帳、買掛帳）

□自家消費、事業用消費の整理帳

□仕人帳（売上原価の整理）

□経費帳（科目毎の必要な卸表

□らんを利用
して確認してく
ださい 例□

経費の整理）、租税公課、水道光熱費、通信費、廣告宣伝費、接待費、品費、給料賃金、地代家賃、雜費、減価償却資産台帳、損益計算書、大工、左官、および日雇所得者が持参するもの

▽年間の稼働日数明細書（月別、仕事先と賃金の明細）

▽大工、左官で請負仕事の場合は、十五歳以上で、所得二千万円以下の人）

③社会保険料控除（健康保険、年金など）

④小規模企業共済掛金控除

⑤生命保険料（保険期間が、五年未満の生存保険などは除かれる）

⑥障害者控除（障害の程度により控除額が違います。）

⑦老年者控除（所得者本人が満六十五歳以上で、所得二千万円以下の人）

⑧寡婦控除（所得者本人が夫と死別か、夫の生死が明らかでない人で合計所得金額が三百万円以下の場合は夫の夫と離婚後婚姻していない人で、同一世帯の子が所得税の基礎控除額二十九万円以下の所得の場合）

⑨勤労学生控除（所得者本人が勤労学生で、合計所得金額が五十万円以下の人）

⑩配偶者控除（所得者の妻、または夫で、自己の勤労による所得が二十万円以下の、または自己の勤労によらない所得（不動産、利子配当、山林、譲渡など）だけの場合で十万円以下の、自己の勤労による所得と勤労によらない所得のどちらもある場合、勤労による所得の二分の一と勤労によらない所得の合計額が十万以下の）

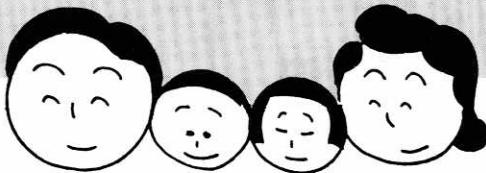
⑪扶養控除（所得者と生計同一の親族で、⑩と同じ所得以下の親族で、親族以外でも里親に移託された児童（十八歳未満）、養護を委託された老人（六十五歳以上）も控除されます。また、明治四十三年一月一日以前に生

まれた人で障害者でない人は、普通の控除より大きい控除が受けられます)

(12)基礎控除

申告書の提出期限は

3月15日です



次のような所得が税金の対象となります

税額控除

- (1)配当控除 (2)外国税額控除
- 所得のみの控除
- 損害保険料控除、寄付金控除、住宅貯蓄控除、住宅取得控除

算出された税額から差し引かれます。税率控除には、次の控除があります。

（1）配当控除 (2) 外国税額控除
所得のみの控除
損害保険料控除、寄付金控除、住宅貯蓄控除、住宅取得控除

下の人)が受けた恩給や年金からは、七十八万円まで給与収入としません。

【一時所得】

當利を目的とした継続行為から生じた所得ではなく、労務や役務に対する報酬でもない。いわゆる贈りを受けた金品、懸賞の当せん金、競輪・競馬の払戻金、生命保険金、遺失物の拾得による報労金など、一時的な性質をもつて得られる所得(ただし、宝くじの当せん金は除かれます)。

- (1)長期譲渡所得 百万円
- (2)土地収用法などで土地、建物等を収用された場合 三千万円
- (3)居住用財産(自分の住んでいる住宅、宅地)の譲渡 三千万円
- (4)農地保有合理化等のための譲渡 (農地管理公社への譲渡) 五百万円

日以後取得したもの譲渡は短期譲渡所得に区分して計算されます。
(所得および税額計算らんを参照)
また、土地、建物等の譲渡には各種の特例があり、所得から一定の額が特別控除されます。

事業所得

卸売業および小売業、製造業、建設業、金融業および保険業、不動産業、運輸・通信業、その他の収益事業、鉱業、サービス業(旅館、クリーニング、染物、写真、理髪、美容、浴場)など

の営業から生ずる所得

(2)農業所得

米、麦、野菜、花、果樹、タバコなどの栽培もしくは生産または農家が兼業する家畜、家きんなどの育成、肥育、採卵または酪農品の生産などの事業から生ずる所得

(3)その他の事業所得

医師、歯科医師、歯科医、弁護士、税理士、作家、保険の外交員、大工、左官、茶の湯、生花または舞踊の師匠、私塾の経営者等の自由職業で、営業および農業以外の事業から生ずる所得

(4)利子所得

公社債および預貯金の利子、共同運用信託および公社債投資信託の収益の分配などの利子所得(た

だし、限度額内の郵便貯金や優限度額内の預金、納税組合貯金などは課税されません)

(5)配当所得

株式や出資金に対する利益や利息の配当(中間配当含む)、剩余金の分配、証券投資信託の収益の分配金などの配当所得(ただし、一銘柄につき一回の配当が五万円以下、年一回決算のものは十万円以下については課税されません)

(6)不動産所得

土地、建物などの不動産、あるいは地上権・永作権などの権利により生ずる所得(アパート、貸間は不動産所得、食事を供する下宿などは事業所得か雑所得)

(7)給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、恩給、年金、賞与などをこれらに付する給与に係る所得(物または権利、その他の経済的な利益をもつて収入がある場合、時価で給与とみなします。また、老齢者(満六十五歳以上)で所得一千円以下の所得)

(8)譲渡所得

土地、建物等の譲渡については、他の所得と分離して税額を算定されれます。

二、分離課税の譲渡所得

土地、建物等の譲渡については、他の所得と分離して税額を算定されれます。

（1）総合課税の譲渡所得 原稿料や印税、講演料、謝金、仲介料など、事業から生じたと認められるもの以外のものや、郵便年金、生命保険年金などの所得

(9)雑所得

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、給与所得、一時所得、雑所得の各所得と総合して税額を算定するもので、土地、建物等以外の有形、無形固定資産(機械、車両、器具、備品、水利権、漁業権、特許権、営業権など)で、取得して五年以内に譲渡した場合は短期譲渡所得、五年をこえる場合は長期譲渡所得と区分して計算されれます。

(10)山林所得

山林を伐採して譲渡したり、あるいは山林を立木のまま譲渡することによって生ずる所得(分取造林契約による山林の伐採、または譲渡による分取金は、山林所得)

(11)退職所得

退職金や一時恩給など、退職に際して勤務先から受けるものや、社会保険制度に基づいて支給される一時金(死亡により退職した人

に支給すべき退職手当等で、その人の相続人等に支給されるものは除かれる)で、他の所得と分離して税額が算定される。

（12）基礎控除

《 所得および税額の算出方法 》

●通常の場合（総合課税）

収入金額 - 必要経費 - 専従者控除 = 所得金額①
 所得金額 - 所得控除② - 課税される所得③ × 税率④ =
 所得割額⑤ + 均等割額⑥ = 税額
 ただし、所得金額①より所得控除額②が大きく、③の所得が算出されない場合、①の所得金額と扶養家族の人数により、均等割額⑥のみの税額か、①の所得が一定額以下の場合は課税されないこともあります。

(町、県12%) = 税額

※取得費は、収入金額の5%相当額とする。ただし、実際の取得費が5%相当を超えることを証明した場合は、その実際の取得費とする。

また税率は、長期譲渡（所得税20%、町、県6%、合計26%）、短期譲渡（所得税40%、町、県12%、合計52%）。

●特殊な場合（分離課税）

(1) 分離譲渡所得（土地建物等の譲渡）

(長期譲渡所得)
 収入金額 - 取得費 - 譲渡費用 - 特別控除（100万円）
 - 課税される所得 × 税率（町、県6%）= 税額
 ただし、課税される所得が2,000万円を超える時は、税額計算がかわります。
 (短期譲渡所得)
 収入金額 - 取得費 - 譲渡費用 = 課税される所得 × 税率

(2) 山林所得

総収入金額 - 必要経費 - 特別控除（50万円）= 山林所得 × 税率 = 税額

※必要経費については、昭和36年12月31日以前から所有していた山林の伐採または譲渡について、概算経費率（総収入金額 - 伐採費などの譲渡費用）×30%とすることができます。

※税額計算については、山林所得を5分して低い税率をかけ、それを5乗する特別な方式（5分5乗）で、税率の緩和がされています。

[参考]

昭和54年度分適用税率

町民税所得割の税率			県民税所得割の税率		
課税される所得の段階区分	税率	控除額	課税される所得の段階区分	税率	控除額
30万円までの金額	2%	一円	150万円までの金額	2%	一円
30万円をこえる金額	3	3,000	150万円をこえる金額	4	30,000
50万円をこえる金額	4	8,000			
80万円をこえる金額	5	16,000			
110万円をこえる金額	6	27,000			
150万円をこえる金額	7	42,000			
250万円をこえる金額	8	67,000			
400万円をこえる金額	9	107,000			

※所得割の税率は、町民税が5,000万円をこえる金額までの13段階、県民税が150万円をこえる金額までの2段階の累進税率です。

（均等割額）

町民税700円 県民税300円

納税のしくみ

みんなの申告により税金が計算されると、納期を定めて、次の方法により納付していくことになります。

▽普通徵収
徴税吏員が納税者に納税の通知を行い、納税者は直接、納税組合を通して納付していく方法（納期は、六月より翌年一月まで四期）

▽特別徵収
所得税の源泉徵収義務者である者を、条例によって特別徵収義務者に指定し、納税者に給与の支払いをする際、徴税吏員に代って給与より税金を徵収して納付していく方法（納期は、六月より翌年五月までの十二期）

※税金の納付については、納期限までに完納しないため督促を受け、かつその督促状に指定した納期限までに完納しない場合には督促手数料のほか滞納処分を受けることになります。
 また、納期前に納付した方に交付する前納報奨金や、納税組合員に交付する奨励金の制度もあります。

**不服申し立て
減免
不服申し立て
免**

(1) 不服申し立て
賦課に違反または錯誤があつた場合の救済として納税の通知を受けた日から六十日以内に、町長に対して不服の申し立てをすることができます。

(2) 減免
天災、その他特別の事情がある場合、貧困により生活として公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者（倒産等により、その年の所得が皆無となつた者など）が減免の申請を行い、必要と認められた時は、町県民税の軽減や免除がされます。

申告後の調査
税負担の公平を期すため、適正な所得が申告されていない納税義務者、所得がもっている納税義務者については、申告後の調査資料と突き合わせ、確認のうえ

出初式で無火災祈願

桜庭・山城の両氏が

有功章を受章

鷹巣消防団恒例の出初式が四日行われました。

消防協会の笹川会長をお迎えし、かつてない消防人の参加のもとに

▽十五年勤続表彰||寺田健三郎
八代賢一 成田芳夫 佐藤四郎

全県大会優勝の
坊沢分団を特別表彰

額一億五千三百十八万五千円で、一昨年の二十三件より件数では大幅に減少しているが、損害額は二倍以上にはねあがっている。

水害は、七月下旬から八月上旬にかけ、百四以上の大豪雨が数回にわたり、土木関係や農業関係に、およそ四億円の被害を受けたが、急を要するものから順次復旧工事を急いでいる。

消防施設の整備では、防火水槽、簡易水道の新設に伴い十四カ所の消火栓の整備をみた。小型ポンプは二台更新、それぞれ配置した。

八月には、これまで市でばかり開催していた全県消防大会を、町として始めて引き受けたが、日本

鷹島消防団恒例の出初式が四日行われました。当は、午前八時三十分から消防団幹部が鷹島神社に無火災を祈願、引き続いて九時から町内パレードにうつり、米代町秋田相互銀行前で出川町長、村上消防団長、木村消防長、伊藤警察署長、米沢北秋田福祉事務所長らの観闈を受けました。

このあと公民館で式典を行いましたが、席上、出川町長は昨年の火災や災害状況などについて次のように述べました。

「昨年の火災件数は十件、損害

消防協会の笛川会長をお迎えし、かつてない消防人の参加のもとに盛大に行われた。

また、大館北秋田消防大会では坊沢分団がポンプ操法で三年連続優勝、全県大会でも優勝を果たすなど輝かしい成果を得た。

いずれにいたしましても、住民の生命と財産を守るため、絶ええない訓練にあたり、有事の際は被害を最少限にくい止めることができるように、今後とも特段のご健闘を祈る」と、あいさつしました。

統いて次の方に有功章、永年勤続などの表彰を行いましたが、今

▽十五年勲績表彰||寺田健三郎
八代賢一 成田芳夫 佐藤四郎
川村鉄夫 佐藤勝雄 (鷹巣) 熊谷政彦 戸沢幹雄 (七座) 桜庭正夫 藤田芳右衛門 成田忠義
今川清太郎 出川恒男 (綴子) 亀山芳美 (菜) 千葉企二郎 佐藤清一 堀部信雄 相馬鶴男 (七日市)
成田忠志 大川一雄 (七座) 能

▽三十五年勤続表彰＝成田源太郎
石川己之助（綴子）
▽三十年勤続表彰＝高橋兵一、斎藤清一郎（綴子）、近藤文一郎（綴子）
▽二十五年勤続表彰＝斎藤武雄（綴子）、鷹巣津谷幸雄、佐々木幟（坊沢）
▽二十年勤続表彰＝藤島俊男、島春雄、三沢美喜雄、三沢一、昭一、畠山永太郎（七日市）

△十五年勤続表彰||寺田健三郎
八代賢一 成田芳夫 佐藤四郎
川村鉄夫 佐藤勝雄（鷹巢）熊
谷政彦 戸沢幹雄（七座）桜庭
正夫 藤田芳右衛門 成田忠義
今川清太郎 出川恒男（綾子）
龜山芳美（栄） 千葉企二郎 佐
藤清一 堀部信雄 相馬鶴男（
七日市）

▽精勤章||成田捷太郎（七座）佐
藤一吉（綾子）

▽七年勤続表彰||大山健二 佐藤
一美（鷹巣）成田義昭 小笠原芳道
数雄 藤田清美 小笠原芳道

成田忠志 大川一雄（七座）能
谷強（坊沢）武田良一 津谷富
蔵 三沢喜久男 竿藤宇佐男

斎藤光幸 三沢秀夫 佐藤繼雄
佐藤登 佐藤知昭（綾子）藤島
昭次 三沢武範（栄）花田誠逸

25 日	22 日	20 日	19 日	18 日	17 日	27 日	23 ~ 25 日	22 日	21 ~ 20 日	18 日
員会				各常任委員会	總務、建設水道常任委員會	議	全国道路利用者会議	町内工事現場視察会	町議会本会議(最終日)	更陳情東京都
住居表示に関する特別委員会	鷹巣(合川堂川線路線変更陳情)東京都	合川堂川線路線変更	町議会本会議(最終日)	道路予算対策委員会=東京都	減反仮配分打ち合わせ会議	更促進期成同盟会設立総会	獵友会事故防止対策協議会	鷹巣(合川堂川線路線変更陳情)東京都	廬巢(合川堂川線路線変更陳情)東京都	廬巢(合川堂川線路線変更陳情)東京都
更促進期成同盟会設立総会	鷹巣(合川堂川線路線変更陳情)東京都	合川堂川線路線変更	町議会本会議(最終日)	道路予算対策委員会=東京都	減反仮配分打ち合わせ会議	更促進期成同盟会設立総会	獵友会事故防止対策協議会	鷹巣(合川堂川線路線変更陳情)東京都	廬巢(合川堂川線路線変更陳情)東京都	廬巢(合川堂川線路線変更陳情)東京都

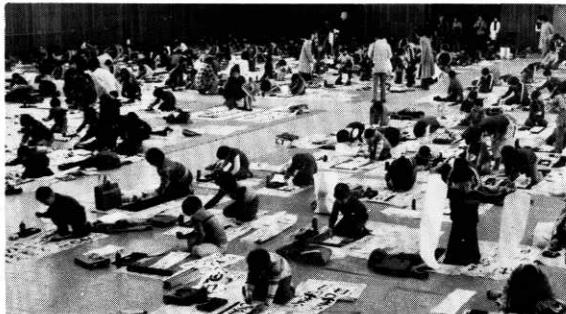
△十五年勤続表彰||寺田健三郎
八代賢一 成田芳夫 佐藤四郎
川村鉄夫 佐藤勝雄 (鷹巣) 能
谷政彦 戸沢幹雄 (七座) 桜庭
正夫 藤田芳右衛門 成田忠義
今川清太郎 出川恒男 (綴子)
亀山芳美 (栄) 千葉企二郎 佐
藤清一 堀部信雄 相馬鶴男 (七
日市)

▽精勤章||成田捷太郎 (七座) 佐
藤一吉 (綴子)

▽七年勤続表彰||大山健二 佐藤
一美 (鷹巣) 成田義昭 小笠原道
数雄 藤田清美 小笠原芳道

成田忠志 大川一雄 (七座) 能
谷強 (坊沢) 武田良一 津谷富士
藏 三沢喜久男 斎藤宇佐男
斎藤光幸 三沢秀夫 佐藤繼雄
佐藤登 佐藤知昭 (綴子) 藤島
昭次 三沢武範 (栄) 花田誠逸
(沢口) 佐藤政雄 松前悟 岩
本富雄 藤原与志美 (七日市)
△優良団員表彰||佐藤一美 (鷹巣)
小笠原勇夫 (七座) 津谷静正
坊沢) 三沢昭悦 畠山庄治 (綴
子) 畠山敏雄 (栄) 小塙純一
山永太郎 (七日市)

▽特別表彰||坊沢分団 (大館北秋
法で三年連続優勝 全県大会で
初優勝)



〔2月1日は世界農林業センサス〕

一月一日には、世界のすべての農家、林家を対象に、「世界農林業センサス」が行われます。この農林業センサスは、「農林業に関する国勢調査」ともいへき最も基本的、総合的な統計調査で、十年に一度実施されているものです。この調査によって、我が国はもちろん、世界全体の農林業の姿が統計としてとらえられることがあります。

この調査の結果は、農林水産省をはじめとして県、町での農林業の整備、生産の担い手の確保、地域の生産・生活環境の整備など、各種の施策を積極的かつ効果的に

行うための基礎資料となります。調査員の方が皆さまのお宅をお訪ねし、調査票に基づいていろいろ質問いたしますが、この調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

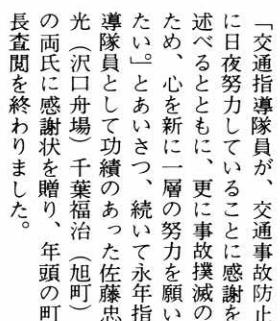
なお、調査票に記入されたことは、統計をつくるためにだけ使われるもので、その他の目的に使うことは法律で禁じられておりませんから、ありのままお答えください。

交通事故の撲滅を

『交通指導隊で町長査閲』

町交通指導隊の町長査閲が、四日前前八時五十分から役場庁舎前で行われました。

出川町長は、査閲のあいさつで、



新年書きぞめ大会 公民館長賞に38人

第十回新年書きぞめ大会は、一月五日午後零時三十分から鷹巣体育馆に、三百二十四人が参加して行われ、同二時三十分から審査を行った結果、次の三十八人の方が

公民館長賞を受けました。(関連記事十ページ)

▽小二年=高橋篤史(綴子)庄司悟(鷹巣)永井洋子(中央)

▽知宏(鷹巣)成田健、神成純子

▽小三年=佐々木小織、近藤直子、寺田正富、佐藤尚子、九島香代

▽香代子(中央)子(鷹巣)千葉隆人(南)間島幸英、畠山博光(竜森)小棚木理佳子、天野浩之(鷹巣)成田久美子(東)

▽小四年=小林陽介(中央)鈴木孝史、宇佐美信寿(中央)藤島ルリ子(綴子)

▽小六年=間渕由美子(南)長嶋園子、松岡泰博、田村実章、福原暢、福田尚子、畠山一広(鷹巣)成田由美子(綴子)

▽中学校=藤田真紀子(南)津谷陽子(鷹巣)

▽高校=菊地広樹(秋田南)

▽一般=菊地みどり(米代町)成

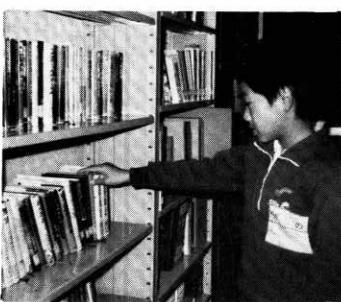
読書感想文を 考ええる



図書だより

今年もまた、町の読書感想文コンクールがやってきました。年ごとに応募作品が多くなり喜んでおります。しかし、ときどき原点にかえってみる必要があります。つぎの文は月刊誌「親子読書」特集、「読書感想文を考える」の巻頭言、児童文学家藤田圭雄氏の文の一節です。

「大体、この読書感想文コンクールは、読書推進運動の中から生まれた。子どもたちに大いに本を読んでもらうということが主で、感想文を書くというのはその手だてにすぎぬ。子どもたちが新作の児童文学を一向に読んでもくれぬので、第三類として課題図書を定めたのだが、新作は、課題図書さえ読めばよいという傾向はおかしい。着実に、正しい読書の習慣を身につけた子どもが、年間に読みおえた何



残っていることについて、存分に書いてください。

そして本当に自分の心に深く書いてください。

読書にはまず本との出会いが必要になります。図書館にはたくさんの方々が本を揃えておりますのでご利用ください。

読書感想文には大転回の時にさしかかっているような気がする

子どもでも、おとなでも、読書感想文には最もつまらない。

読書感想文は大転回の時にさしかかっているような気がする

子どもたちは利口だし、模倣はうまいし、どう書けば教師が喜ぶか、教師にほめられるかと

いうことをよく知っています。「

読書感想文」の見本を見せられ、その変奏曲を作らせるよう

な指導方法は最もつまらない。

読書感想文は大転回の時にさしかかっているような気がする

子どもたちは利口だし、模倣はうまいし、どう書けば教師が喜ぶか、教師にほめられるかと

いうことをよく知っています。「

読書感想文」の見本を見せられ、その変奏曲を作らせるよう

な指導方法は最もつまらない。

読書感想文は大転回の時にさしかかっているような気がする

作品は向上したが 書く過程を大事に

『書きぞめ大会・審査評』



公民館主催、恒例の「書きぞめ大会」は今年で十回目になる。年々参加者が増え、会場が狭くなつたので、今年は鷹巣体育館で一月五日、午後から開催した。

今年の参加者は三百二十四名で内訳はつぎのとおりであった。

▽ 幼児四名

▽ 小学生二年五十六名 三年六十八名 四年三十八名

▽ 中学生六名 校生一名

▽ 一般三名

▽ 六年生三十六名

▽ 高校生二名

それに付添いの親たちから、小さな弟妹たちを入れると五百人以上の人達がどつとおしあけ、マンモス書きぞめ大会となつた。それでも付添いの人達は観覧席にあってもらつたので、まずは整然と

した雰囲気で清書揮^{ごう}できたものと思う。

四人の審査員が、書く現場と、作品を見ての感想は、「作品は全般的に向上しているが、よく見ると書く過程に次のような問題がある」と述べておられたので今後の参考とした。

正しい姿勢で書くこと

殆んどの人が条幅を書いていたが、その姿勢で問題なのは、手前の方になると前のめりの格好のままで書いている。場所が広いのだから若干、体をじらして、大きく腕を動かして書けばよい。左手を突いてそのままの書き方、手くびをまわして書くなどは改めた方がよい。書くときはズックを脱いだ方が良い。

紙の長さと、文字の数

紙の長さに対して文字の数が適当であるかどうか、更に筆の大きさの関係などは、指導の側で考えてやらなければいけないことが、下敷も条幅に半紙版を使つてゐる子がいたが、大きいものを与えられた方がよい。

註、当日の入賞者は、館長賞、三十八名(約十二%)入選八十一名(約二十七%)となりました。
審査員伊藤静夫、成田稔、長岐瑞彦、赤石隆夫

墨の含ませ方と、運筆速度

墨をどの程度、筆に含ませるか、それと筆を運ぶ速さとのことを考えて書かないと、にじんだり、途中で墨が切れてしまつたりする。一般的に終筆が粗末である。特にねるところは、ゆっくりと丁寧に書くことである。

小文字、氏名の練習も

本文に比べて、学年や氏名の書き方が下手である。なるべく新聞紙を使わないで白い紙に、一枚一枚清書のつもりで、氏名もきちんと書く習慣が必要である。

小筆に墨を含ませる量を考えてもおろそかにできない。

空白に、小文字で本文を書く練習も大切なことである。条幅に大きい文字を書くと、伸び伸びした字を書けるようになるが、生活の実用性からすれば、小さい字の練習

部落訪問

もり森



十二月二十八日、午前九時半

からの、町長の「ご用納め」の

あいさつを聞いてから、黒森部

落に車を走らせた。あいにくの

悪い天氣で、時々吹雪にあつた

が、道路に雪が無いのが幸いで

あった。

竜森小学校を経て、二ノ渡部

落を過ぎると、沢はせまくなり

まもなく標高四百八十九米の三

角点黒森山を背に黒森部落九世

帯が、なだらかな傾斜地に並ん

でいる。役場から約二十糠、こ

の道を更に進むと松沢を経て明

利又へ出る。黒みがかった実を

たくさんつけた柿の木が何本も

立つっていた。

ここ歴史については、「小

猿部に光る」(昭和十二年刊)

に、与助岱、三ノ渡、黒森は水

田耕作のための水の便が非常に悪く、小猿部川の上流から水をもつてくるのに大変な難儀をしたことなどが詳しく書かれてある。

正徳(一七一一)から安永(一七七七)にかけてのことと、その水利の難工事を指揮された七代・七左エ門の功績を讃えたものである。また、六郡郡邑記

(一七三〇)には黒森村九軒と出ている。

部落自治会長、畠山幸雄さん

を訪ね、近況について聞いた。

こここの水田は一戸平均大体一ha

位のところで、多い人でも二ha

である。土建や造林の仕事で賃稼ぎしている人が多いが、昭和



(公民館長 長崎久)



世代間交流の中で
学んだこと

ともす
れば、跡
絶えがち
な世代間

(老人)
若妻一子
ども達も、老人達の巧みな手さばきと、お母さん達の励ましにつられて、おじいさん、おばあさんの傍へくつつく様にして、手ほどきを受けていました。やさしいまなざしで、子ども達をそっとつみ込むような老人達の姿を見て、大変大事なことを私は教えられた

ようやく出来たなわで、草履をつくる前になわ飛びをする子どももいました。お金さえあれば、少しダダをこねれば何か手に入ると思い込んでいる子ども達の感覚が、このわら細工の作業を通して忍耐強さ、自分達の手で物をつくる喜びを少しでも感じ取ってくれればと思つております。と同時に、偉いおじいさんや、おばあさんで、偉

最初は、おつかなびっくりの子

ぼくの父

ぼくの父は、目が見えないので、マッサージの仕事をしています。水曜日になると、継子の老人ホームに行き働いています。ふつうの日は、家でお客様をマッサージして働いています。父は、目が見えないので、ぼくが大きくなつても父を大切にした



南小学校6年

長岐 亮

いとります。
それに目が見えなくても、一生けんめいがんばつている父が大す
けです。

たかのす文書
年に赤い手で売る朝の市

亡き父の硯を愛でつ賀状書く
隣り組声をかけ合い注連飾る

師走となりゆきかう人のいそぎ足

雪ふるや遠くの友の写真届く
冬の朝犬にひかれて散歩道

森吉の山に今年も雪化粧

駅前 淡路 恵津子

田中 久留島 正夫

西仲通 橋本 青晃

たかのす文書

=俳句=

みんなの店場



ひめじょん

北アメリカ原産、各地に広く繁殖している、代表的帰化植物。

(南小・阿部達雄先生)

広報のしおり

日の丸

日の丸

非常に古く、豊臣秀吉が御朱印船に日の丸を揚げさせたと伝えられていますが、当時は単なる船印として考えられた

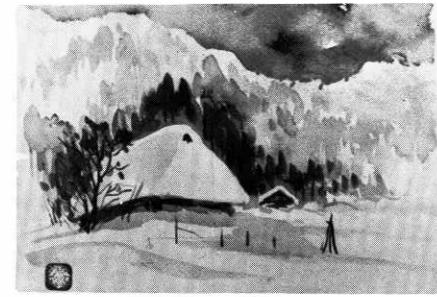
と思われます。しかし幕末になって諸外国と交流が開けはじめたころ、島津家の船の旗印として新造船の白帆に朱の日の丸を書いたことに端を発し、その後明治三年一月二十七日太政官布告第五十七号の商船規則で正式に日本国旗として制定されたものです。

因みに正式の日の丸はタテ・ヨコの比率は七〇対一〇〇、日章の中心は旗の中心から旗竿側へ百分の一寄って円を書き、その直径はタテの長さの五分の三と決められています。諸外国は憲法で国旗を規定しているところが多いのですが、日本では寸法について規格があるものの公式制度はありません。

昭和55年1月15日

広報たかのす

おしらせ



一月の健康相談

成人健康相談は、二十三日です。
時間は、午前九時から午後三時まで。血圧測定のほか、必要に応じて尿検査も行います。

◇

妊婦健康相談は、二十一日です。

時間は、午前九時から午後三時まで。おいでの方は母子手帳を忘れずにお持ちください。

また、今月の母親学級は、妊婦体操と妊婦前半期の注意について。

時間は、午前十時から十一時まで。※場所は、いずれも鷹巣公民館保健相談室です。

乳児健康相談は、十七日です。受付時間は、午後零時半から一時まで。

◇

おしらせ

生後二ヵ月から十八ヵ月までの乳幼児を対象に、経口ポリオワクチン（小児マビ予防接種）の投与を行います。

投与日は、鷹巣地区以外の方は十七日、鷹巣地区の方は十八日です。以前一回しか投与されなかつた場合は、必ず二回目の投与を受けてください。

受付時間は、午後一時から午後二時まで。鷹巣公民館保健相談室で行います。

◇

妊婦健康相談は、二十一日です。

時間は、午前九時から午後三時まで。おいでの方は母子手帳を忘れてください。

また、今月の母親学級は、妊婦体操と妊婦前半期の注意について。

時間は、午前十時から十一時まで。おいでの方は母子手帳を忘れてください。

※場所は、いずれも鷹巣公民館保健相談室です。

すべての事業主は、これを下まわる賃金で労働者を使用してはならないことになります。

◇

おしらせ

生ワクチンに関する一般的な禁忌である免疫産生機能に異常ありと想定される場合は、投与を行いません。その他、下痢患者も治癒してから投与します。生ワクチン投与当日の入浴はさしつかえありません。

◇

おしらせ

すべての事業主は、これを下まわる賃金で労働者を使用してはならないことになります。

◇

おしらせ

すべての事業主は、これを下まわる賃金で労働者を使用してはならないことになります。

四年九月生まれとなっています。

受付時間は、午後零時半から一時まで。

◇

おしらせ

離乳食実習指導は、十七日です。

受付時間は、午前九時半から十時半まで。乳児健康相談も併せて行いますので、お子さんもお連れください。

◇

おしらせ

※場所は、いずれも鷹巣保健所です。

予防接種

生後二ヵ月から十八ヵ月までの乳幼児を対象に、経口ポリオワクチン（小児マビ予防接種）の投与を行います。

投与日は、鷹巣地区以外の方は十七日、鷹巣地区の方は十八日です。以前一回しか投与されなかつた場合は、必ず二回目の投与を受けてください。

◇

おしらせ

受付時間は、午後一時から午後二時まで。鷹巣公民館保健相談室で行います。

新町内協力員紹介

▽鷹巣地区	東旭町	新舟見町	田沢	米沢	高野尻	三ノ渡	亀山	嵐山	熊谷	正三郎	樽沢	ヨシ
▽鷹巣地区	新舟見町	田沢	新舟見町	田沢	高野尻	三ノ渡	嵐山	嵐山	熊谷	正三郎	樽沢	ヨシ
▽鷹巣地区	東旭町	新舟見町	田沢	米沢	高野尻	三ノ渡	亀山	嵐山	熊谷	正三郎	樽沢	ヨシ

二人の前途を祝福いたします

岩谷

堅次

成田

秀雄

戸島

光子

坊沢

長崎

芳五郎

藤島

正二郎

長嶋

正二郎

七日市

岩本

トラ

佐藤

圭一

長嶋

正二郎

旭町

岩本

熊太郎

佐藤

仁志

貴徳

直樹

佐藤

佐藤

良太

佐藤

貴徳

吉美

佐藤

貴徳

橋本

貴行

橋本

正幸

橋本

三ノ渡

株式会社

本城

羊平

佐藤

良太

佐藤

良太

株式会社

藤島

朋英

藤島

喜美男

藤島

朋英

株式会社

佐藤

二男

佐藤

二男

佐藤

藤島

株式会社

橋本

二男

橋本

二男

橋本

橋本

株式会社

本城

二男

本城

二男

本城

株式会社

藤島

長男

藤島

長男

藤島

株式会社

佐藤

長男

佐藤

長男

佐藤

株式会社

佐藤

二女

佐藤

二女

佐藤

株式会社

佐藤

二女

佐藤

二女

佐藤

株式会社

佐藤

二女

佐藤

二女

佐藤

株式会社

佐藤

三女

佐藤

三女

佐藤

株式会社

佐藤

三女

佐藤

三女

佐藤

株式会社

誕生おめでとうございます
自衛隊では、五十四年度第四次
二等陸士、海士および空士の隊員
募集を行っています。
募集期間は、三月三十一日まで
日曜、祝日を除く毎日試験を行っ
ています。
受験ご希望の方は、役場戸籍係
または自衛隊秋田地方連絡部大館
出張所（電話 大館四二一三九八）
にお問い合わせください。

自衛隊員募集

12月16日～12月31日

慶弔だより

意 善

おこやみ申しあげます

岩谷	堅次	成田	秀雄	戸島	光子	坊沢	上町	新松葉町	鹿角市	岩谷	堅次	成田	秀雄	戸島	光子	坊沢	上町	新松葉町	鹿角市
長崎	芳五郎	藤島	正二郎	長嶋	圭一	長嶋	正二郎	旭町	七日市	長崎	芳五郎	藤島	正二郎	長嶋	圭一	長嶋	正二郎	旭町	七日市
岩本	トラ	佐藤	仁志	岩本	熊太郎	岩本	熊太郎	佐藤	七日市	岩本	トラ	佐藤	仁志	岩本	熊太郎	岩本	熊太郎	佐藤	七日市
佐藤	圭一	長嶋	正二郎	佐藤	仁志	佐藤	圭一	長嶋	正二郎	佐藤	圭一	長嶋	正二郎	佐藤	仁志	佐藤	圭一	長嶋	正二郎
(82歳)	(70歳)	(55歳)	(75歳)	(55歳)	(89歳)	(55歳)	(89歳)	(54歳)	(56歳)	(82歳)	(70歳)	(55歳)	(89歳)	(55歳)	(89歳)	(54歳)	(56歳)	(82歳)	(70歳)
三沢	池端	津谷	佐藤	三沢	池端	津谷	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	三沢	池端						

それぞれ社会福祉のためいたり、
町社会福祉協議会へ寄付金があり
ました。
ご芳志に深く感謝いたします。